

平成23年度 まちづくり活動アシスト事業 実施要領

財団法人えひめ地域政策研究センター

1. 目的

地域づくりのためのワークショップやイベントの開催、広報資料の作成などの活動を行っているまちづくりグループに対し、財団法人えひめ地域政策研究センター（以下、「センター」という）が活動費の一部を助成することにより、地域におけるまちづくり活動の活発化を促進するとともに、事例報告の場を設けることで人と人とのネットワークづくりを後押しし、広く地域の活性化を目指す。

2. 対象事業

支援の対象は、まちづくりに関する次の活動とする。

- (1) 学習会・シンポジウム・ワークショップ等の実施
- (2) 地域を活性化するためのイベントの開催
- (3) 広報紙の発行、チラシ・リーフレット等の印刷、掲示板の設置等
- (4) まちづくりグループが主体となっており、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われる具体的な活動

3. 助成対象者

まちづくりグループであって、次の要件を満たすもの。

- (1) 上記2のいずれかに該当する活動を行っていること。
- (2) 10人程度以上の構成員を有すること。
- (3) 政治、宗教、営利を目的とする団体でないこと。
- (4) 過去に本事業による助成金の交付を受けていないこと。

4. 対象経費

対象となる経費は、次のいずれかに該当する経費とする。ただしグループの管理運営費、飲食を目的とする経費を除く。

- (1) 活動を行うのに必要な経費
(材料費、機材購入費、資料代、通信費、会場借上料等)
- (2) 活動に必要な講師や専門家の援助に対する謝礼等

5. 助成金の額

- (1) 助成金は、センターの予算の範囲内において交付する。なお、1件あたり20万円を上限とし、事業内容等を審査の上、金額を決定する。
- (2) 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
- (3) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときには、助成金の額は、当該端数金額を切り捨てた額とする。

6. 交付申請

助成金の交付を受けようとするまちづくりグループは、申込期限までに次の書類を添えてセンターに提出すること。なお、申込期限は平成23年5月12日までとしセンター必着とする。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業予算書（様式第3号）
- (4) 団体調書（様式第4号）

7. 審査及び交付決定

助成金交付の可否及び交付額については、審査委員の審査により決定することとし、当該まちづくりグループ（以下「助成団体」という。）に対し交付決定及び交付額を通知する。

8. 審査基準

- (1) 助成団体が、自主的、主体的に企画・実施している。
- (2) 助成団体が、目的を持ち、長期的展望にたって企画している。
- (3) 地域特性、地域資源を有効に活用している。
- (4) 内容が創意を工夫に富んでいる。
- (5) 事業内容に具体性があり、助成による十分な事業効果が見込まれる。
- (6) 事業の内容が、公共性、協働性を備えている。
- (7) 事業計画及び支出計画に妥当性がある。

9. 審査委員

審査委員は、次に掲げる者について、理事長が委嘱する。

- (1) センター所長、研究部長
- (2) 学識経験者（2名以内）

10. 助成金の交付

- (1) センターは、上記7の決定を受けた助成団体の請求に基づき、助成団体の代表者の口座に助成金を振り込む。ただし決定された助成金の1/3は、報告書提出後、交付すべき助成金の額を確定し、交付するものとする。
- (2) 助成金の振込口座は、実施団体名義のものとし、個人名義等、実施団体名義以外の口座は、使用してはならない。

11. 事業の変更・中止・廃止

助成団体が、事業の変更、中止、廃止等をしようとするときは、次に定めるところによる。

- (1) 事業の内容の変更があった場合においては、変更交付申請書（様式第5号）、事業変更説明書（様式第6号）、事業予算書（変更分）（様式第7号）を提出しなければならない。
- (2) 事業等を中止し、又は廃止する場合においては、中止（廃止）申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、当該申請者に上記7の規定を準用して事業等の変更、中止、廃止の許可決定を通知するものとする。

12. 交付決定の取消し等

助成団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を取消し、又変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、助成団体は、その全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) この実施要領及び助成金の交付条件に違反したとき。
- (2) この実施要領によりセンターに提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他事業の実施について、不正な行為があったとき。

13. 実績報告及び成果発表

- (1) 助成団体は、事業完了後、速やかに次の書類を提出すること。なお、最終提出期限は、平成24年2月29日までとし、センター必着とする。
 - ①実績報告書（様式第9号）
 - ②事業決算書（様式第10号）
- (2) 助成団体は、事業の翌年度にセンターが開催するまちづくり活動アシスト事業成果発表会において、事業の実施内容の報告を行わなければならない。

14. 実施に係る付帯条件

助成団体が、当該事業により、広報紙の発行、チラシ・リーフレット等の印刷、掲示板の設置を行う場合は、製作物には当該事業が「財団法人えひめ地域政策研究センター」の助成を受けている旨を明示すること。